

新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐための 「新しいステージにおける要請」について（情報提供）

緊急事態宣言の再発令に伴う京都府の緊急事態措置は、令和3年2月28日をもって解除されましたが、3月1日から3月14日24時までの間について、特措法に基づく「新しいステージにおける要請」（別紙）が出され、京都府から周知依頼がありましたのでお知らせします。

≪「新しいステージにおける要請」の抜粋≫

1 飲食店等への営業時間短縮要請

① 対象地域・期間

- ・京都市以外の地域 令和3年3月1日0時から3月7日24時まで
- ・京都市域 令和3年3月1日0時から3月14日24時まで

② 実施内容

飲食店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗の5時から21時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から20時まで）を要請

③ 「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」（3月1日～3月7日実施分）

- ・支給額は、1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり4万円（定休日を除く）
- ・2月8日からの「京都府緊急事態措置協力金 延長分」（1日あたり6万円）は、2月28日までに期間変更。
- ・申請の受付は、「京都府緊急事態措置協力金 延長分」とあわせて、3月15日（月）以降に開始予定

詳細は、別紙又は下記の京都府WEBサイトをご覧ください。

○営業時間短縮等について

http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_210226taiou.html

問 京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター

TEL：075-414-5907 9時から17時（土・日曜、祝日を除く）



○協力金について

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin5.html>

問 協力金コールセンター

TEL：075-365-7780 9時30分から17時30分（日曜、祝日を除く）



ご登録ください！会員向け公式LINE

各種情報の中から、観光事業者向けの情報を選び、タイムリーにお届けします。

3月1日現在の登録者数は130名です。ぜひご登録ください。



発行：京丹後市観光公社

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社
海の京都 DMO 京丹後地域本部

〒629-3101 京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後 1F

TEL:0772 - 72 - 6070 FAX:0772-72-0822

Mail: info@kyotango.gr.jp